

県土整備部公正入札調査委員会設置要領

(目的)

第1条 県土整備部が発注する建設工事及び測量設計委託業務等(以下「工事等」という。)の入札の適正を期し、公正取引委員会と連携を図りながら、入札談合に関する情報等に対して的確な対応を行うため、県土整備部公正入札調査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、工事等の入札について具体的な談合に関する情報があった場合又は職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合に、次の各号に掲げる事項を調査、審議するものとする。

- (1) 事情聴取の実施、入札の延期、公正取引委員会への通報その他の入札談合に関する情報があった場合の対応
- (2) その他入札の公正な執行を妨げるおそれがある場合の対応

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員会の委員長には県土整備部理事、副委員長には副部長(公共事業総合政策担当)、委員には副部長(企画総務担当)、県土整備総務課長、建設業課長及び入札談合に関する情報に係る工事等の担当次長、担当課長をもってあてるものとする。

(運営)

第4条 委員長は会務を総括し、委員長に事故あるときは副委員長が、委員長、副委員長がともに事故あるときは予め定めた代理者をもってその職務を代理する。

- 2 当該担当課長に事故あるときは、当該担当課長が予め指定した者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、入札談合に関する情報があった場合又は職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合に、必要に応じて随時開催するものとする。

ただし、緊急やむを得ない事情により委員会を開催することができない場合には、委員長は、書類の回議をもって委員会に替えることができる。

(守秘義務)

第6条 委員長、副委員長、委員及び事務担当者は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、県土整備部建設業課に置く。

(その他の事項)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要領は、平成6年11月15日から施行する。

附則

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。